

# マイナンバーの「個人番号カード」の受け取りには“予約”が必要です

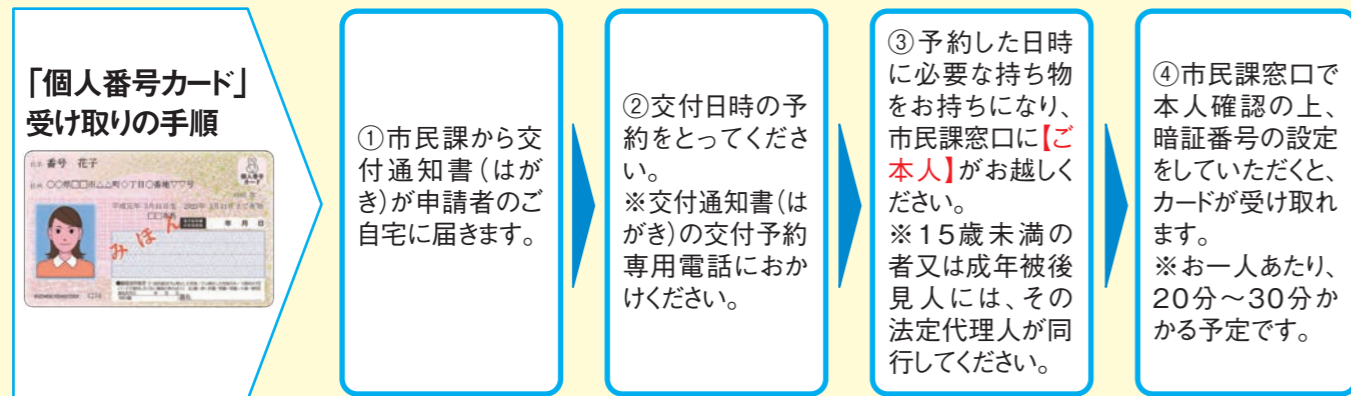
「個人番号カード」の交付が始まります。

「個人番号カード」の交付を申請された方には、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から下妻市役所に個人番号カードが届き次第、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」(以下「交付通知書」)を送付します。「交付通知書」が届いた方は、下記の流れに沿って交付を受けてください。

交付は、市役所市民課窓口(本庁舎1階)で行います。窓口での混雑と待ち時間軽減のため、下妻市では電話で交付日時の“予約”が必要となります。予約専用電話番号や受付時間等の案内は「交付通知書」に記載しますので、ご確認ください。

問い合わせ 市民課 ☎43-8196

※「個人番号カード」の申請は義務ではなく、希望制です。



**交付に必要な持ち物**

- ・ 交付通知書(はがき)
- ・ 通知カード
- ・ 本人確認書類  
(15歳未満の者または成年被後見人に同行する法定代理人も同様に必要)
- ・ 代理権の確認書類  
(15歳未満の者または成年被後見人の法定代理人のみ)
- ・ 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- ・ 印鑑

① 官公署発行の顔写真付きの書類1点  
住民基本台帳カード(写真付き)、運転免許証、旅券、在留カード等

② ①をお持ちでない方は「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類2点  
健康保険証、年金手帳、学生証、預金通帳、医療受給者証等

戸籍謄本等その他の資格を証明する書類  
ただし、「本籍地が市区町村の区域内である場合」または「ご本人が15歳未満の者で、代理人と同一世帯かつ親子関係にある場合」は不要

個人番号カード「交付通知書」の様式(案) ※様式は変更になる可能性があります。



郵便はがき A10-012345

012012340123456789

999-9999  
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇丁目〇〇番地〇〇号

番号 花子

交付には予約が必要です  
予約専用☎0296-43-●●●●●●  
予約受付時間 平日9時～17時

〒11-1111-1111

あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。  
表裏に記載の必要書類を持参の上お持ちください。

市区町村名 〇〇市  
交付場所 〇〇市役所  
交付場所所在地 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇-〇  
電話番号 01-2345-8788

代打文字情報 ×→▲ ○→◎ ●→□

電子証明書に使用される文字は、一般的にパソコン等で表示できる文字に限ります。表示できない文字がある場合は上記の文字に置き換えていただきますので、別の文字を希望される場合は、交付窓口で変更をお願いします。

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇-〇-〇

【おもて面】(案)

A10-012345

〇〇市長  
個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書

〇〇市長様へ  
個人番号カード交付・電子証明書発行の準備ができましたので、お持ちください。あなたの意思に基づき申請した個人番号カードが、郵送にて届きます。なお、本人確認に以下の書類を持参してください。

・ 本通知書  
・ 通知カード  
・ 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)

・ 本人確認書類(運転免許証、旅券、在留カード等のうち1点。これをお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、学生証、学校が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証等所管庁舎が指定する書類のうち2点)

〇〇市長様  
回答書 平成 年 月 日

個人番号カード交付申請及び電子証明書発行の申し込みにより申請したものに該当します。  
本人の住所 印  
本人の氏名 印

「印」は、自分の署名の他に「捺印」により「本人の住所」及び「氏名」を証明する手段として認められる場合があります。以下の条件を満たす場合は、本人の住所及び氏名を証明する手段として認められます。ただし、代理人に捺印していただく場合は、本人の住所及び氏名を証明する手段として認められません。代理人に捺印していただく場合は、代理人の住所及び氏名を証明する手段として認められます。

〇〇市長様  
委任状 平成 年 月 日

私は、下記の者を代理人として個人番号カードの交付及び電子証明書の発行手続き(代理受取)の委託を希望し、電子証明書の発行の申請をいたしましたので、お持ちください。

代理人の住所 印  
代理人の氏名 印

本人に委任する場合は、あなたご自身の確認番号を記入の上、捺印シールを暗証番号部分の上に貼付してください。

① 暗証番号(暗証番号) (暗証番号は数字・英文字以上16文字以下)

② 利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)

③ 住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)

④ 物販事項入力補助用暗証番号(数字4桁)

〒11-1111-1111

〇〇市長様へ、下記に必要書類を持参の上、交付窓口までお越しください。交付窓口は、〇〇市役所(〒000-0000)にお越しください。(個人番号カードホームページ: <http://www.0000.go.jp>)

【うら面】(案)

## 中学生の「認知症サポーター」94人が誕生

「福祉」のことを学び、生活に生かそうと千代川中学校の3年生94人が12月9日、総合的な学習の一環として「認知症サポーター養成講座」を受講しました。

市はこれまで、社会人向けに同講座を行っており、市内に819人の認知症サポーターを養成してきましたが、学校を対象にした講座の開催は初めて。

今回の講座では、市介護保険課の職員で保健師の市村照代さんが講師となり、認知症の症状や温かく支援する心得として「3つの“ない”①驚かせない②急がせない③自尊心を傷つけない」などを学びました。

講座後には、受講者全員に認知症サポーターの証である「オレンジリング」が渡され、若く元気な認知症サポーター94人が誕生しました。

「身近に認知症の人がいなかったら、どんな症状なのか知らなかった」と話す同校3年の関拓郎さんは「買い物で計算ができなくなったり、道に迷ったりすることも症状にあり、高齢者だけの問題ではないことも分かった。困っている人がいたら同じ目線になってサポートしたい」と認知症サポーターになった意欲を語りました。



認知症サポーター養成講座を受講する千代川中学校の3年生

## 市税の滞納処分として不動産公売を執行

市では10月29日、不動産公売を執行しました。同日開札の結果、下表のとおり売却されました。

税金は本来、定められた納期限までに納税者の皆さまに自主的に納付していただくものです。納税者が納期限までに市税を完納しない場合、市は督促状を発送します。督促状を送達したにもかかわらず市税を完納しない納税者に対しては、滞納処分(財産の差押、公売など)を行い、滞納市税に充当します。

今後も税の公正・公平性の確保のため、市税滞納に対し、厳正・的確な滞納処分を行います。

売却区分番号	所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )	見積価額	入札価額
妻27-3	下妻市下宮	田	4,137	1,620,000円	1,620,000円
妻27-4	下妻市大木	田	1,982	690,000円	690,000円

## 蚕飼小学校跡地利用検討委員会が提言書を提出

「蚕飼小学校跡地利用検討委員会」(高橋節雄委員長)は12月4日、平成26年3月に閉校となった蚕飼小学校の利活用について、稲葉市長に提言書を提出しました。

同委員会は、代表区長、自治区長、市議会議員、まちづくり関係団体の代表、蚕飼地区の代表、市職員から委員21人で構成され、平成26年3月から5回の検討会のほか、視察研修や蚕飼地区在住の20歳以上を対象としたアンケート調査を実施しました。

提言書では、民間での活用を進めることとし、文部科学省の「みんなの廃校」プロジェクトをはじめ、市ホームページや広報紙を活用し、事業者の募集を行ってほしいとしています。

市では、この提言を受けて、「みんなの廃校」プロジェクトへの活用募集を掲載したほか、市ホームページでも募集を開始しました。多くの民間事業者等からの応募を期待しています。



文部科学省  
「みんなの廃校」プロジェクトはこちらから  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1296809.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm)



高橋委員長から稲葉市長に提言書が手渡されました(左から稲葉市長、高橋委員長、蔵持副委員長)

有料広告欄